

計画の体系、施策の内容以外の表、グラフ等は参考資料です。

第4次綾部市男女共同参画計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成 11（1999）年に施行された「男女共同参画社会基本法」は、国と地方公共団体が共通の基本理念に基づき施策を行うことにより、男女共同参画社会の形成を目指すことを規定しています。そのために、市町村は国の男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して計画を策定することとされています。

綾部市では、平成 13（2001）年に綾部市男女共同参画計画「第 2 次あいプラン」を策定し、平成 17（2005）年度には「綾部市男女共同参画条例」を制定しました。平成 18（2006）年には、条例の施行とともに「第 2 次あいプラン」の見直しを行い、幅広い分野での男女共同参画を推進するための取組を進めてきました。その後、平成 23（2011）年には、国の「第 3 次男女共同参画基本計画」及び京都府の「K Y O のあけぼのプラン（第 3 次）」を勘案し、「第 3 次あいプラン」を策定しました。

「第 3 次あいプラン」では、「男女共同参画社会基本法」に基づく本市の男女共同参画基本計画であるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV 防止法」という。）」に基づく「綾部市配偶者暴力防止基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」に基づく「綾部市女性活躍推進計画」を計画内に位置付けて、取組を推進してきました。

「第 3 次あいプラン」の計画期間が令和 2（2020）年度に終了することから、新たなプラン策定のために市民意識の変化や市内事業所の取組実態等を把握することを目的として、令和元（2019）年に「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」を実施しました。調査の結果によると、市民意識として固定的性別役割分担意識は払拭されつつありますが、社会の各分野における男女の不平等感は根強いものがあります。

こうした現状を踏まえるとともに、「男女共同参画社会基本法」に規定された地方公共団体の責務並びに「綾部市男女共同参画条例」の基本理念に基づき、すべての人が社会の対等なパートナーとして、性別にかかわらず、多様な活動が選択できる社会の実現を目指し、綾部市の男女共同参画の推進に関する施策の方向を明らかにし、総合的かつ計画的に取組を推進するため、「第 4 次あいプラン」を策定しました。

2 計画策定の背景

(1) 世界（国連）の動き

■平成 27（2015）年に国連加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs）」は、持続可能な開発のための諸目標を達成することを国際社会共通の目標として掲げられました。その 17 の目標の 5 番目に「ジェンダー平等の実現」が設定されています。男女の格差を是正するだけでなく、全ての人が自らの能力を最大限発揮するための機会を享受できるようにすることが、持続可能な社会を築くための基盤であると認識されています。



■令和 2（2020）年現在、「北京行動綱領」から 25 年、「2030 アジェンダ（SDGs）」から 5 年という節目の年を迎えて、国際合意事項の確実な履行が課題となっています。

(2) 国の動き

■政府は、平成 15（2003）年に「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度となるよう期待する」という目標を決定しましたが、目標年となる令和 2（2020）年となり、その達成が困難であることから、「第 5 次男女共同参画基本計画」策定に当たっての基本的な考え方においては「2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に女性が占める割合が 30%程度となることを目指す」と改められました。その背景として、特に政治や経済分野における女性参画で他の先進国と比べて大きく後れをとっており、男女の格差を測る国際的な指数である「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数（The Global Gender Gap Index：GGGI）」の順位が低迷しているという実態があります。

(3) 綾部市の動き

■平成 24（2012）年には、綾部市男女共同参画審議会からの発案により、第 1 回綾部市男女共同参画社会づくり図画・ポスターコンクールを実施し、以後、毎年コンクールを実施して、男女共同参画への関心の向上に努めています。また、入賞作品を掲載したカレンダーを発行して、広く市民に周知しています。

■平成 25（2013）年度から女性相談員を配置して、相談体制を強化しました。

■平成 26（2014）年度には、小学生（低学年用・高学年用）、中学生用の男女共同参画啓発冊子、指導者用手引書を発行し、市内小中学校の児童生徒に配布してきました。平成 29（2017）年には内容を見直し引き続き、小中学校での活用を促進しています。

- DV被害者への支援として、DVカードを配布することで相談窓口の周知を図るとともに、平成26(2014)年度には緊急一時保護の支援体制を強化しました。
- 平成30(2018)年には、増加する相談業務に対応し、相談者が安全に安心して相談できる環境を整備するために、あいセンター内に女性相談専用の相談室を設置しました。
- 令和元(2019)年度には、市民と市内事業所を対象に「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」を実施しました。また、「綾部市特定事業主行動計画(次世代育成支援・女性活躍推進統合版)」を策定しました。

(4) 10年間の成果と課題

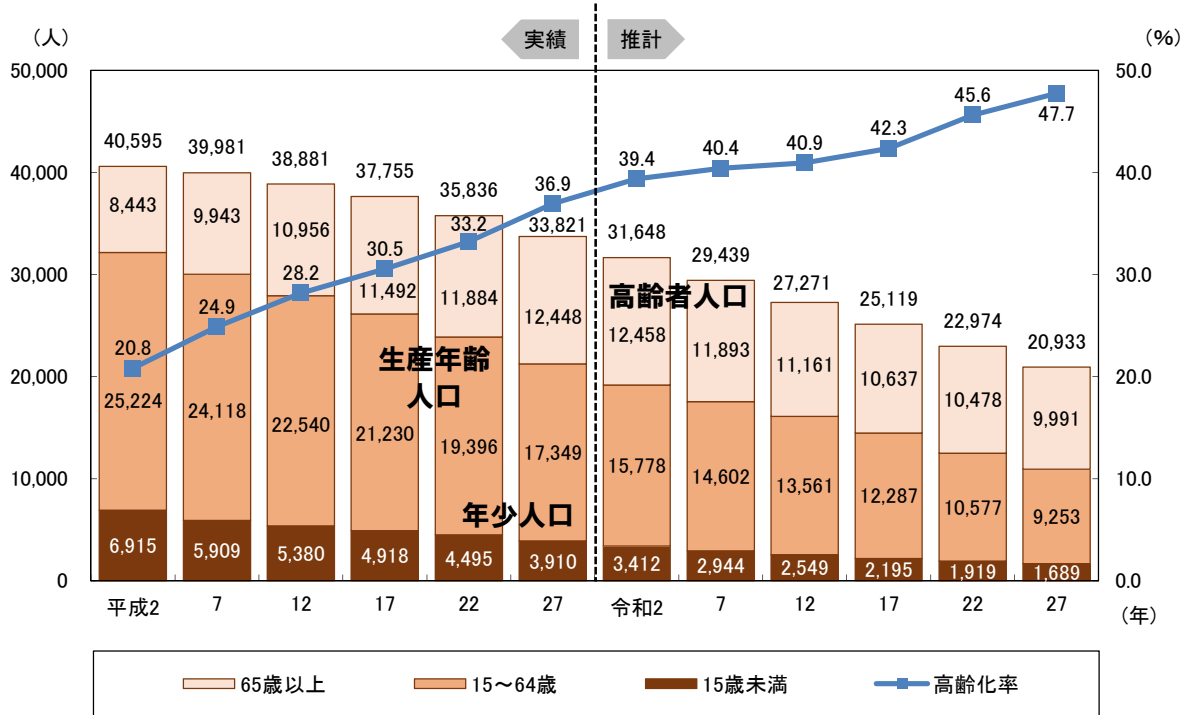
- 綾部市男女共同参画審議会との共催による、小中学生向けの啓発冊子の発行や図画・ポスターコンクールの実施等で、子どもの頃からの男女共同参画・男女平等意識の醸成を図ることができました。
- 男性クッキングではレシピ集を発行するなど、工夫することで、講座への参加が家庭での実践につながる取組となりました。
- 市内企業の後援を受けて開催したあいアカデミー特別講座「働く女性の活躍応援セミナー」では、働く女性に向けた研修とともに、企業の管理職・人事担当者を対象にした実践的講座を行うことで、女性活躍推進につながる取組を行うことができました。
- 第3次あいプランに定める審議会等の委員の女性割合は、30%を超えていますが、目標値である40%には到達しませんでした。
- 市職員における女性管理職の割合は、第3次あいプランで設定した20%以上を平成29(2017)年度に達成し、以降も20%以上を維持しています。
- 令和元年度に行った「男女共同参画に関する市民意識調査」において、男女の地位の平等感を問う設問で、平等と答えた人は、社会全体では4%から20.5%、家庭生活では、13%から30.9%、社会の慣習やしきたり等では4%から10%とすべての項目で増加しています。これは、法や制度が整備されたことと同時に、啓発の成果が表れたものと考えられますが、未だに不平等感を抱える割合は高く、引き続き、意識啓発を行う必要があります。
- また、「この10年間の男女共同参画の変化」の設問では、「DV等女性に対する暴力をなくすための取組」や「男性の子育て、介護への参加」について「進んでいない」「どちらかと言えば進んでいない」との回答が5割を超えるなど課題を残しており、継続して取り組む必要があります。

3 綾部市における男女を取り巻く状況

(1) 人口と世帯の動向

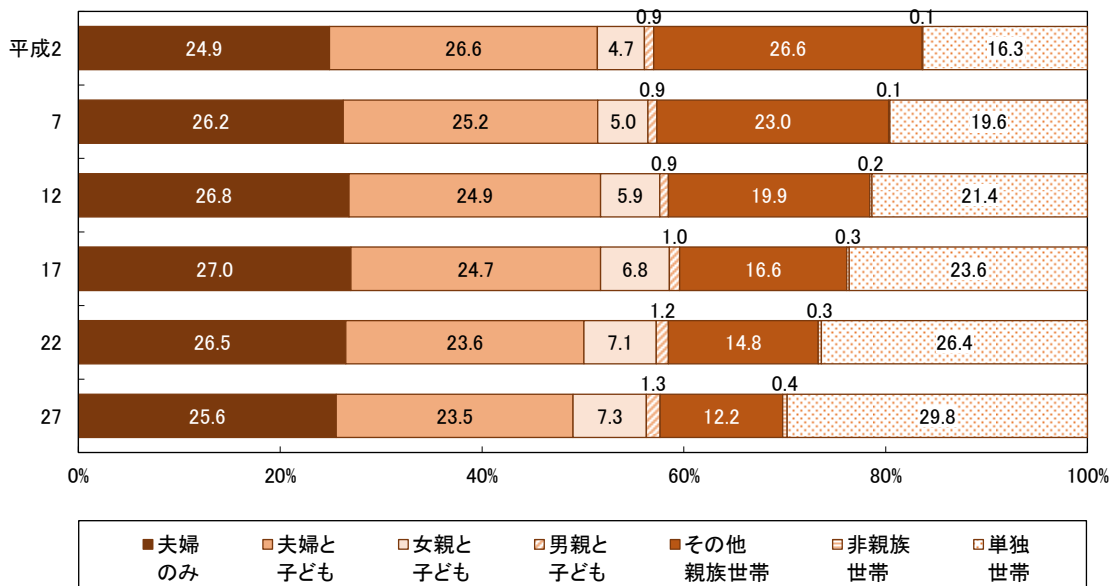
■本市では、今後、人口減少と高齢化が急速に進むと推計されています。世帯構成では、三世代を含むその他親族世帯が大幅に減少し、単独世帯が最も多くなっています。

▽高齢化率と年齢3区分別人口の推移（推計含む）【綾部市】



(注) 人口総数には年齢「不詳」を含むため、年齢3区分別人口の計と総数は一致しない。
資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

▽世帯類型別 構成比の推移【綾部市】

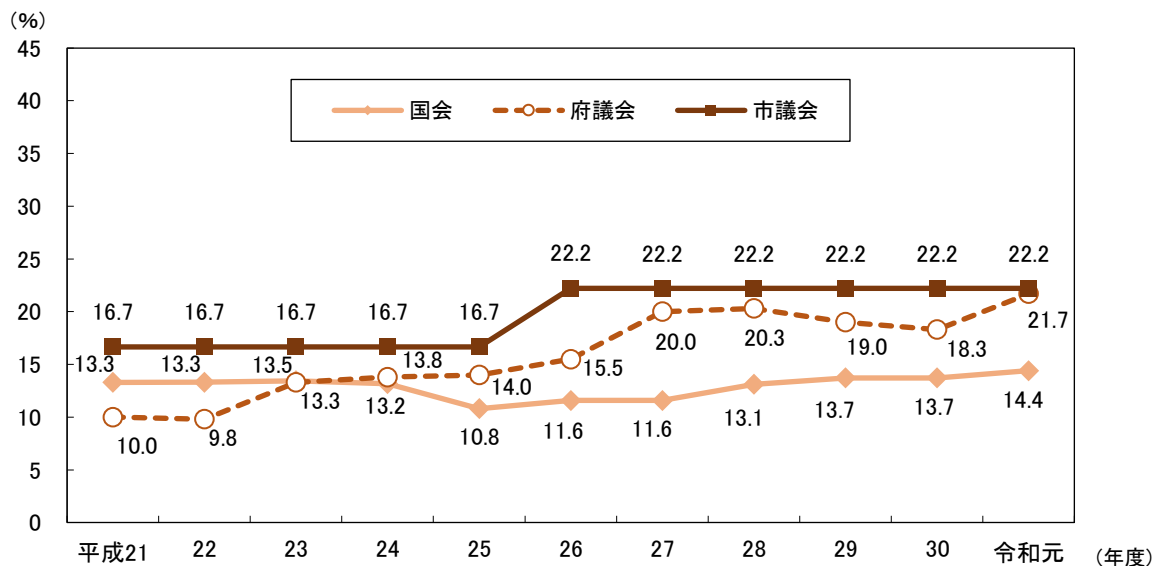


資料：総務省「国勢調査」

(2) 女性の社会参画

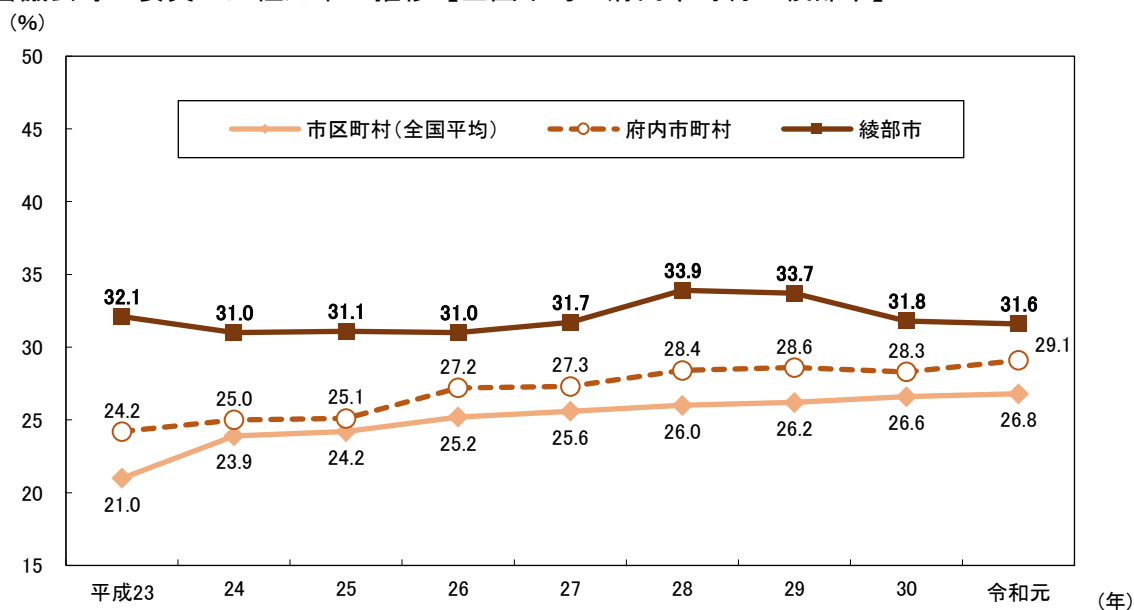
■本市の市議会議員における女性割合は、20%強を維持しており、国や京都府よりも高くなっています。審議会等の委員の女性割合は、30%を超えており、国や京都府よりも高いですが、第3次あいプランで設定した目標値の40%には到達していません。

▽女性議員割合の推移【全国・京都府・綾部市】



資料：国会は、衆議院・参議院各事務局調べ
府議会は、内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
綾部市議会は、綾部市「あやべ統計書」

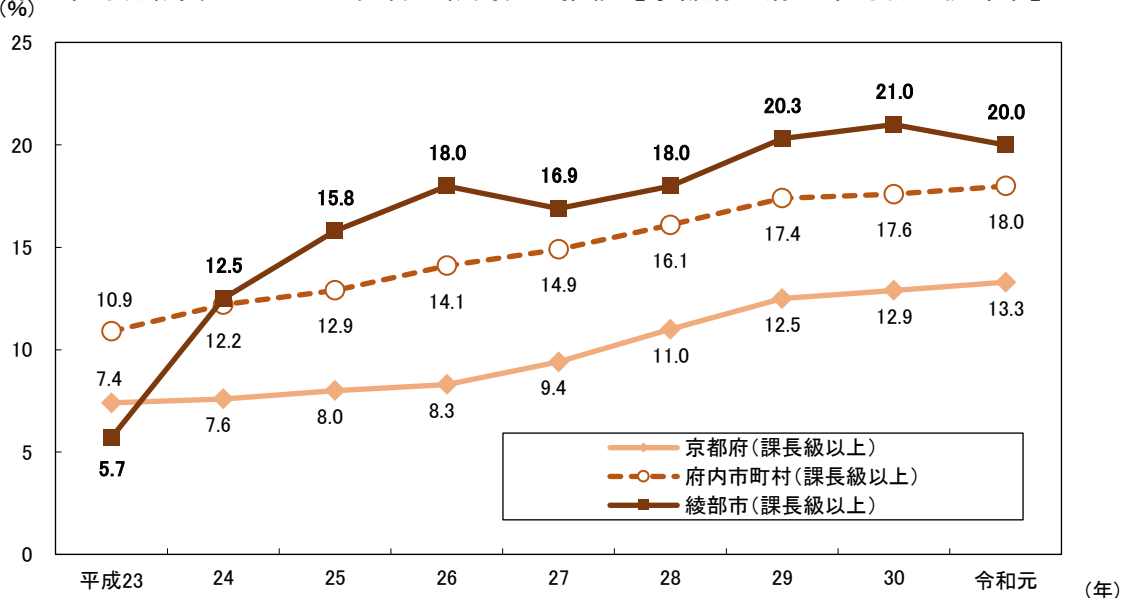
▽審議会等の委員の女性比率の推移【全国平均・府内市町村・綾部市】



(注) 全国市区町村、府内市町村における女性比率は広域で設置されている審議会等も含んだ数値
資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

■市職員に占める女性管理職割合は、平成 29 (2017) 年以降、第 3 次あいプランで設定した目標値の 20%を達成しています。係長相当職は、令和元 (2019) 年度で 35.4%となっており、将来の管理職候補者として女性人材の育成を図っています。

▽府・市町村職員における女性管理職割合の推移【京都府・府内市町村・綾部市】

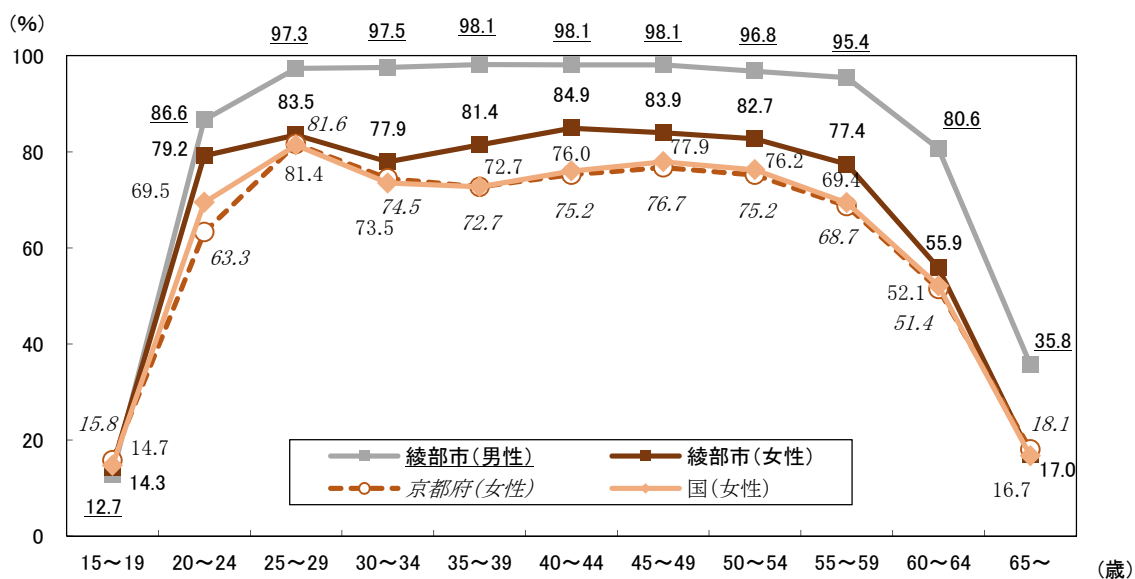


資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

(3) 女性の就労状況

■本市の年齢階級別女性労働力率 (15 歳以上人口に占める労働力人口 (就業者 + 完全失業者) の割合) は、いずれの年齢層でも国や京都府を上回っています。

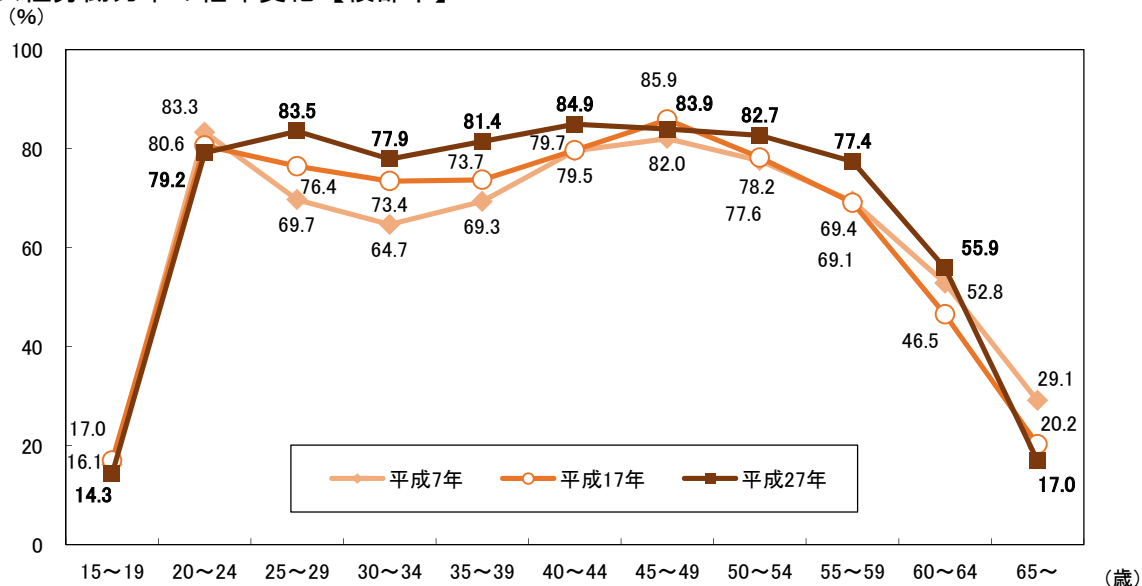
▽性別・年齢層別労働力率【全国 (女性)・京都府 (女性)・綾部市 (女性・男性)】



資料：総務省「国勢調査」平成 27 (2015) 年

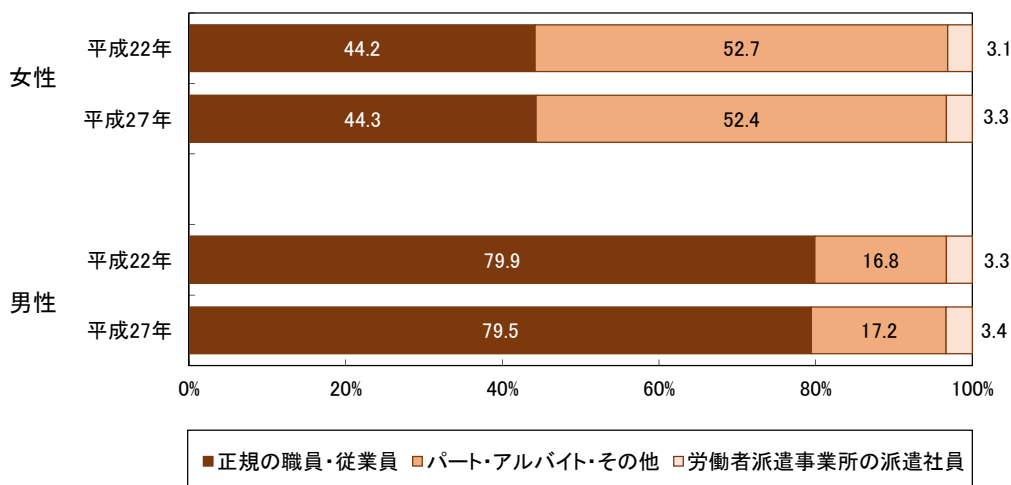
■年齢階級別女性労働力率の推移をみると、20歳代後半から40歳代前半までの子育て世代の労働力率が上昇して、以前はM字カーブを描いていたのが、ほぼ台形に近い形になっています。ただし、男性に比べて女性では正規の職員・従業員の割合が低い状況はこの5年間でほとんど変化していません。

▽女性労働力率の経年変化【綾部市】



資料：総務省「国勢調査」

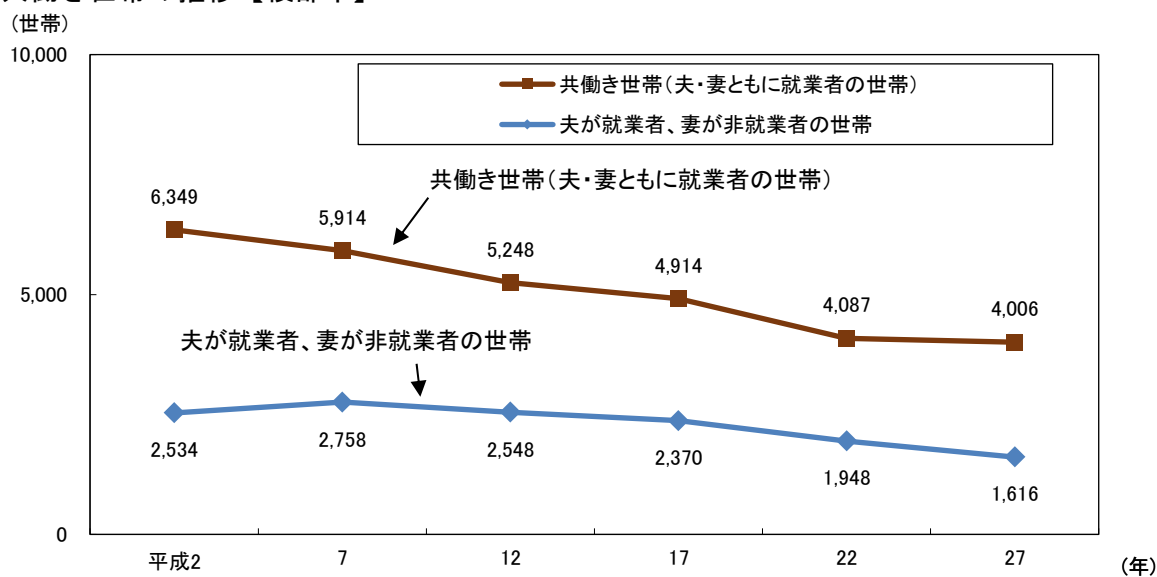
▽雇用形態別にみた役員を除く雇用者の構成割合の推移【綾部市】



資料：総務省「国勢調査」

■以前から共働き世帯が専業主婦世帯を上回っているのは、本市の特徴といえます。

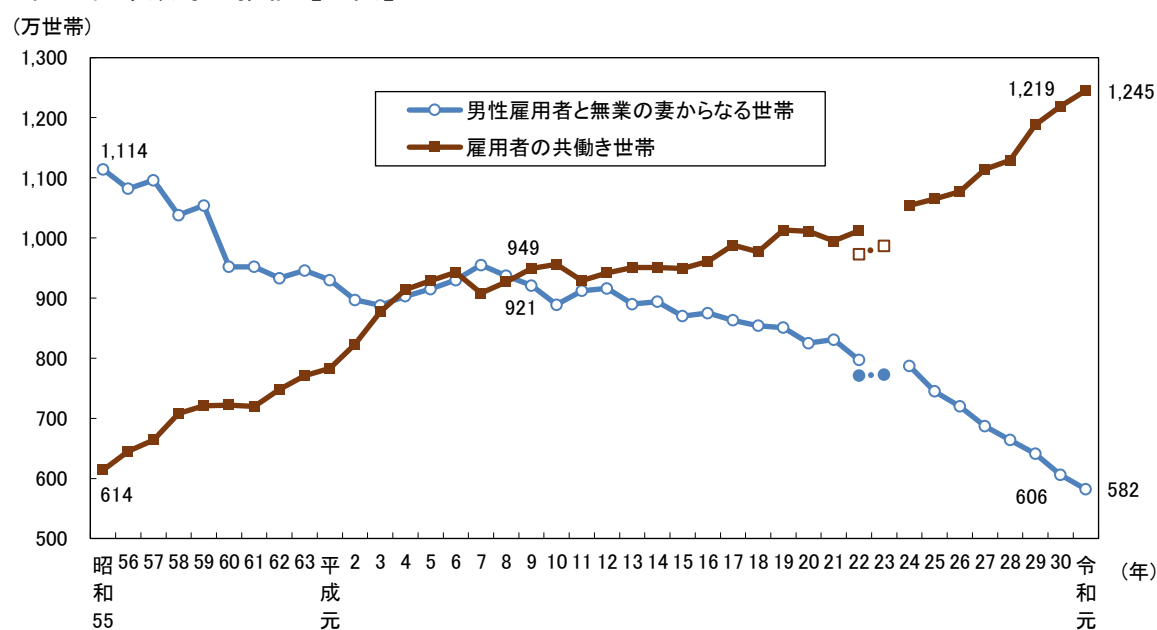
▽共働き世帯の推移【綾部市】



(注) 共働き世帯は、「夫、妻共に就業者である世帯」

資料：総務省「国勢調査」

▽共働き世帯数等の推移【全国】



(注) 平成23年の数字は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

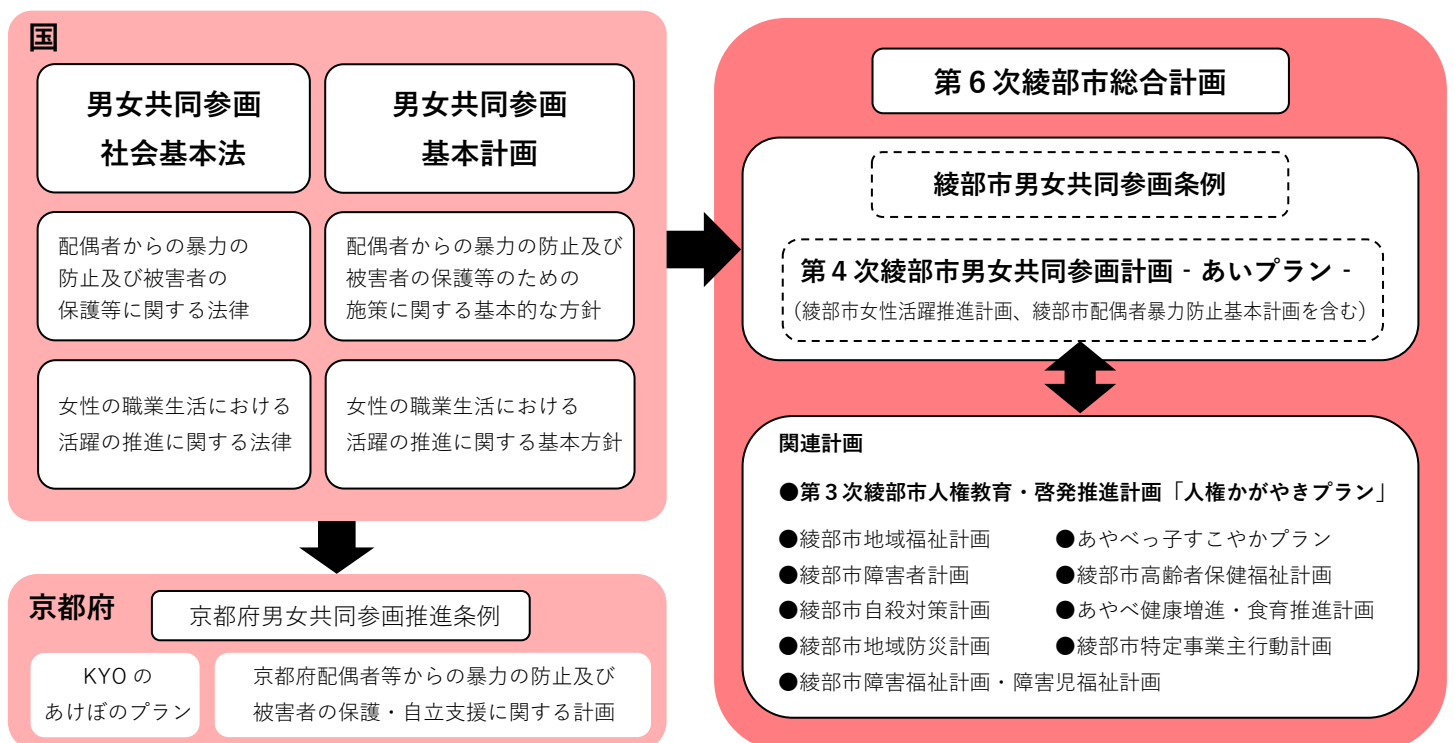
資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」令和2(2020)年

4 計画の位置付け

(1) 計画の性格

- 本計画は、綾部市男女共同参画条例第9条に基づく計画であり、男女共同参画社会基本法に規定される本市の男女共同参画基本計画です。
- 「綾部市男女共同参画計画－第3次あいプラン」を継承し、男女を取り巻く社会環境の変化等新たな課題に対応した計画として策定したものであり、「第4次綾部市男女共同参画計画－あいプラン－」とします。
- 本計画は、「第6次綾部市総合計画」の部門別計画として、「基本目標 自治を高め、心のつながりのあるまち」の実現に寄与します。
- 本計画は、国や京都府の男女共同参画計画を勘案して策定します。
- 本計画は、「DV防止法」に基づく「綾部市配偶者暴力防止基本計画」並びに「女性活躍推進法」に基づく「綾部市女性活躍推進計画」を包含しています。

【 計画の位置付け 】



(2) 計画の期間

本計画は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間を計画の期間とします。なお、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、必要に応じ計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

5 10年後に目指すビジョン

あいであつながら

あやべの新しい時代へ 共に歩もう

あいプランの達成により、すべての人が性別にかかわらずお互いを尊重しつつ、責任を分かちあい、個性と能力を発揮して共に活躍し共に生きる綾部市を目指します。

6 計画の基本理念

綾部市男女共同参画条例第3条に定める「基本理念」を本計画の基本理念とします。

- (1) すべての人が、直接的であるか又は間接的であるかを問わず、性別による差別を受けることなく人権が尊重され、自らの意思と責任において個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) すべての人が、性別によって慣習的に固定された役割分担に基づく慣行又は意識に縛られることなく、自らの意思と責任において社会における活動の選択ができるよう努めること。
- (3) すべての人が、社会の対等な構成員として、市における政策の決定並びに地域及び民間の団体における方針の決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、お互いの協力と社会の支援の下に、次世代を担う子の養育、家族の介護その他の家庭生活において、家族の対等な一員としての役割を果たし、かつ、就労をはじめとする社会活動に参画できるよう努めること。
- (5) 教育が男女共同参画の意識の形成について重要な役割を果たすため、学校教育、社会教育、幼児教育、家庭教育等あらゆる教育の場において、人権の尊重と男女共同参画を推進すること。
- (6) 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他性と生殖に関して、自己決定が尊重され、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。
- (7) 男女共同参画のまちづくりは、国際社会における取組や成果と密接な関係を有していることを考慮して、平和を基盤とした国際的協調の下に行うこと。

7 計画の体系

基本目標

重点目標



1 男女共同参画を実現する意識づくり

2 男女共同参画を推進する教育の充実



1 政策方針決定過程における女性の参画の拡大

2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

3 農林業・自営業等に従事する女性への支援

4 女性の職業意識向上と能力発揮への支援

5 ワーク・ライフ・バランスの推進

6 家庭・地域における男女共同参画の推進



1 暴力を許さない環境づくり

2 生涯を通じた健康づくりの推進

3 困難を抱える人への支援

4 防災分野における男女共同参画の推進

施策の方向

男女共同参画の視点に立った調査・研究の充実

男女共同参画を推進する広報・啓発活動

メディアにおける人権の尊重

保育・教育における男女共同参画教育の推進

男女共同参画を推進する学習機会の充実

方針決定の場への女性の参画の促進

男女共同参画に向けた女性の人材養成と人材情報の充実

事業者等への男女雇用機会均等法等の啓発

企業へのポジティブ・アクション導入の啓発

女性組織の育成と交流ネットワークの形成

女性の労働条件の向上

企業における意識改善と女性能力開発の促進

仕事と家庭が両立できる環境づくり

男性にとっての男女共同参画の推進

家庭・地域における男女共同参画の推進

多様なライフスタイルに応じた子育て・介護への支援

DV等暴力的行為の根絶に向けた啓発の推進

DV被害者への相談・支援体制の充実

性と生殖に関する意識の啓発と浸透

生涯にわたる健康づくりへの支援

母性保護と母子保健対策の充実

困難を抱える人への支援と多様性を尊重する環境づくり

防災分野における男女共同参画の推進

女性活躍
推進計画

配偶者暴力
防止基本計画

第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ 人権の尊重

現状と課題

令和元（2019）年度に実施した「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」の結果をみると、男女共同参画のためのさまざまな社会の動きに関心のある人は、男女とも5割を超えており、男性の方が女性よりも関心が高くなっています。また、「男は仕事、女は家庭」のような男女で役割を固定した考え方に同感しない人の割合は、7割を超えています。その一方で、社会における各分野での男女の平等感では、男性優遇感が根強くもたれています。

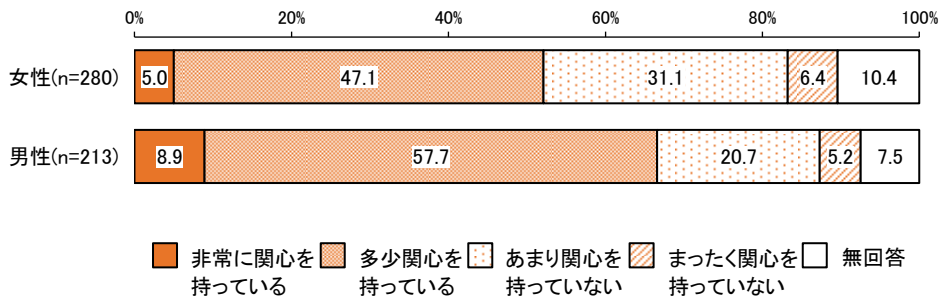
社会における男性優遇感が強いのは、人々の意識変化に比べて、現実の生活で男女のおかれた状況に変化が感じられていないからだと考えられます。その背景には、働き方・暮らし方において長年にわたり人々の意識に形成された性差に関する固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の存在が挙げられます。

こうした固定観念や思い込みは、幼少期からの周囲の大人の言葉かけを含めた子どもが受け取るさまざまな情報や体験によって形成されるものです。無意識のうちに子どもの性別によって言葉かけ等が異なることで、子どもは、それぞれの性別に期待される役割やふるまい方を身につけるようになると考えられます。固定観念や無意識の思い込みは、誰もがもつものですが、そのことによって生き方がしばられると、生きづらさを感じるなど、一人ひとりの個性の発揮を妨げることにつながりかねません。

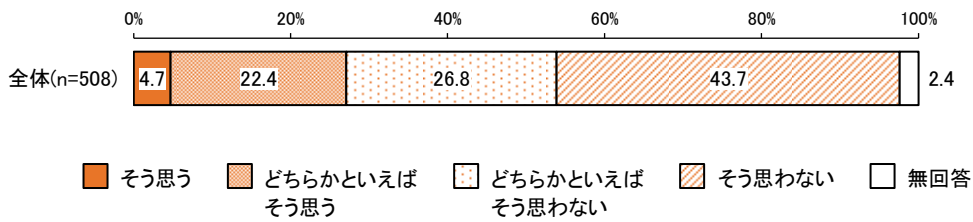
性別にかかわらず、誰もが自らの意思で主体的に多様な選択ができ、自分らしく生きられることは、すべての人の人権尊重の基礎となります。そのために、学校、家庭、地域、職場等のあらゆる場を通じて、性別、年代を問わず幅広い層を対象に、男女共同参画を分かりやすく伝えることが重要です。また、男女平等・男女共同参画とは、お互いが対等に責任を担うことであり、それぞれの生き方の選択肢を広げるものであるという理解を浸透し、すべての人がともに社会の発展に貢献する意識を醸成する必要があります。

あいアカデミー、あいフェスティバル、男女共同参画社会づくり図画・ポスターコンクール等の事業を充実するとともに、男女平等・男女共同参画意識を醸成する教育・学習機会の提供、あらゆる機会をとらえた広報・啓発活動を進めます。

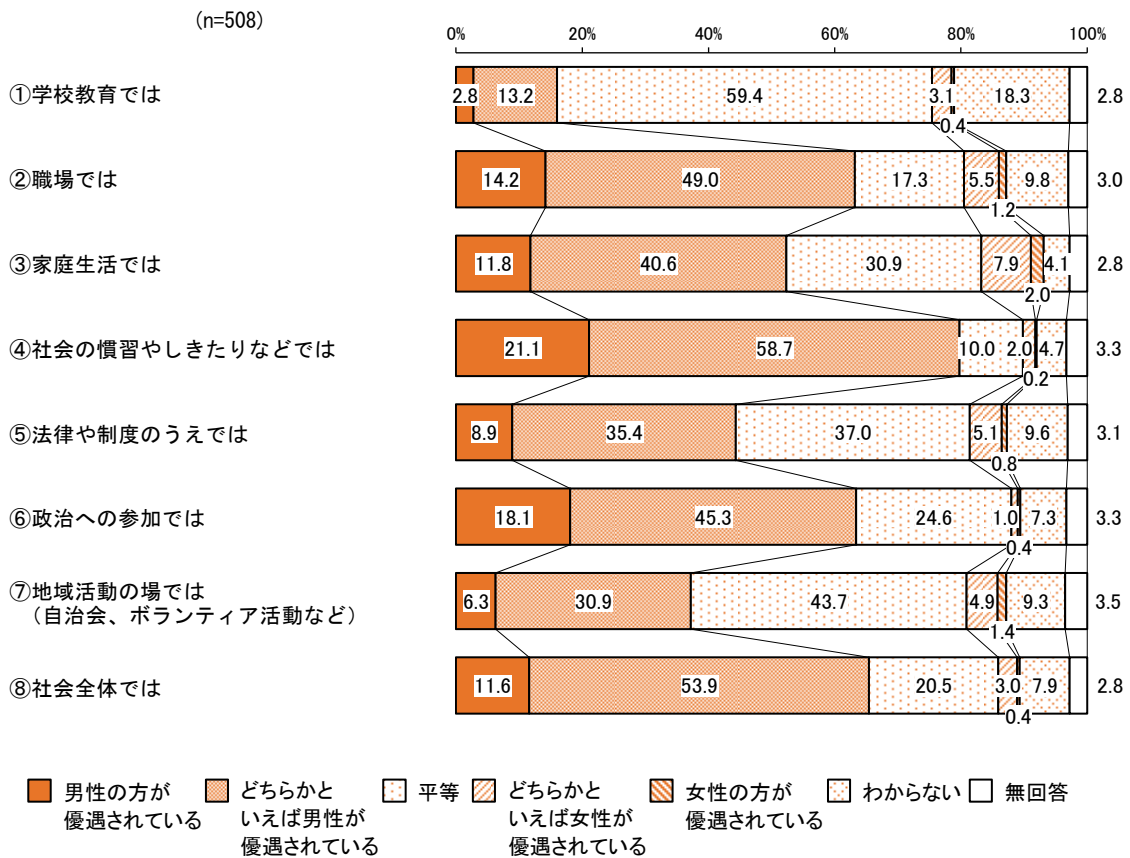
▽男女共同参画についての関心の有無



▽「男性は仕事、女性は家事・育児」と役割分担をする方がよい



▽各分野の男女の地位の平等感



資料：「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」令和元（2019）年度

重点目標1 男女共同参画を実現する意識づくり

施策の方向

(1) 男女共同参画の視点に立った調査・研究の充実

事業番号	施策	内容
1	男女共同参画の視点に立った調査・研究の充実	*性別・年代別の意識や実態等を調査し、市民のニーズや実情を把握するなど意識変革のための研究を行います。
2	国際社会における男女共同参画社会づくりに関する学習と情報収集	*国際社会における男女共同参画社会づくりや国際情勢等の情報収集を行うとともに、講座等により広く市民に啓発を行います。
3	男女共同参画センター機能の充実	*男女共同参画を進めるうえでの拠点として、あいセンターの機能の充実を図ります。

(2) 男女共同参画を推進する広報・啓発活動

事業番号	施策	内容
4	多様な広報媒体を通じた広報・啓発活動の推進	*広報紙、ポスター、FMいかる、ホームページ等の多様な媒体を活用し、世代に応じた男女共同参画の理解を深める広報・啓発活動を進めます。
5	人権教育・啓発の推進	*男女共同参画を人権課題の一つととらえ、「綾部市人権教育・啓発推進計画人権（かがやきプラン）」に基づき、法の下での平等、個人の尊重といった人権の視点からの教育・啓発を推進します。

(3) メディアにおける人権の尊重

事業番号	施策	内容
6	男女共同参画の視点に立った市の刊行物における表現の配慮	*男女共同参画の視点から市の刊行物等について固定的な性別役割分担意識を肯定、又は連想させるような内容や表現にならないようにします。
7	男女共同参画の視点でメディアを読み解く力をつける取組の推進	*メディアからもたらされる膨大な情報を無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解く力をつけるための学習を行います。

重点目標2 男女共同参画を推進する教育の充実

施策の方向

(1) 保育・教育における男女共同参画教育の推進

事業番号	施策	内容
8	男女共同参画の視点に立った保育の推進	*保育所、認定こども園の関係者自身が男女共同参画に対し、敏感な視点を持つよう研修の充実を図ります。また、固定的な性別役割分担意識にとらわれない幼児教育・保育の推進を図ります。
9	幼稚園、学校における男女平等教育の推進	*教職員が男女平等の視点を更に広げるために研修の充実を図ります。また、男女平等の視点に立った学習が行えるよう、指導内容や指導方法、教材について研究します。
10	性別にとらわれない生徒指導・進路指導の推進	*性別にとらわれず、一人ひとりの個性や能力を十分伸ばす生徒指導や進路指導を行うための研究に取り組むとともに、教職員の研修の推進を図ります。

(2) 男女共同参画を推進する学習機会の充実

事業番号	施策	内容
11	男女共同参画の視点を取り入れた学習の場の充実	*男女共同参画や固定的性別役割分担意識解消の視点に立った学習の場を提供します。また、性別にとらわれない多様な生き方を目指す生涯学習を推進するための指導者を養成します。 *性別や性的指向・性自認にとらわれない多様な社会を目指すための学習機会を提供します。
12	学習の推進による慣習やしきたり等の見直し	*固定的性別役割分担意識に基づく慣習やしきたりの改善に向けて、性別や年齢等さまざまな対象者が参加しやすい内容や時間帯を考慮した講座等を開催し、学習機会の充実を図ります。
13	市職員の男女共同参画に関する意識の向上を図る研修の充実	*各部署において、男女共同参画の視点に立った事業展開が行えるよう、職員の意識を高め、理解を深めるための職員研修を充実します。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の参画拡大と ワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

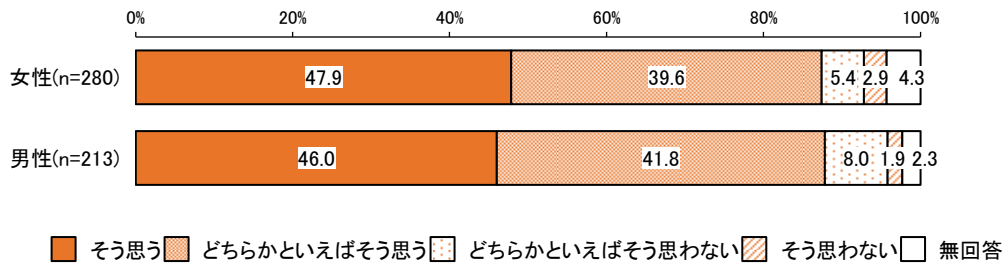
【あらゆる分野における女性の参画拡大】

本市の審議会等委員の女性割合は、第3次あいプランで設定した目標値の40%には到達していませんが、10年以上30%前後の水準を維持しており、全国や京都府の平均を上回っています。「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」の結果をみると、「方針決定の場に参画する女性が増えた方がよい」という市民意識は高いにもかかわらず、現実の参画状況は大きな進展がみられません。また、女性が指導的立場に参画していくために必要なこととして、「男性が女性を仕事上の対等なパートナーとみなすよう意識改革を進める」「女性の人材育成を目的とした教育や研修の機会を増やす」「女性自身が指導的立場になることに消極的な意識を改める」が上位に挙げられています。女性の人材育成とともにそれぞれの意識変革が課題と考えられます。また、従来 of 充て職中心の選任方法では女性の委員候補者が少ないということも挙げられます。

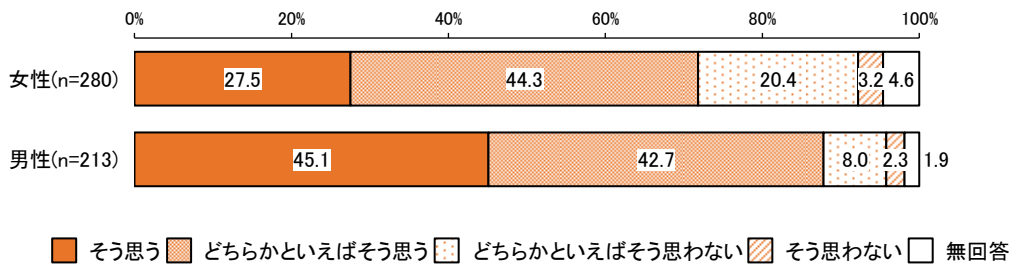
働く分野において、持続的な成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、女性の活躍推進が不可欠であるとして女性活躍推進法が制定されました。民間企業においては、ダイバーシティ（多様性）が企業成長に不可欠であるという考え方が広まり、女性をはじめ外国籍等の人や高齢者、障害のある人など多様な人材が活躍できる取組が求められています。

農林水産業・商工業等の自営業の女性、起業を志す女性等、多様な働き方を支援して、女性がさまざまな場面で活躍できる環境整備も必要となっています。

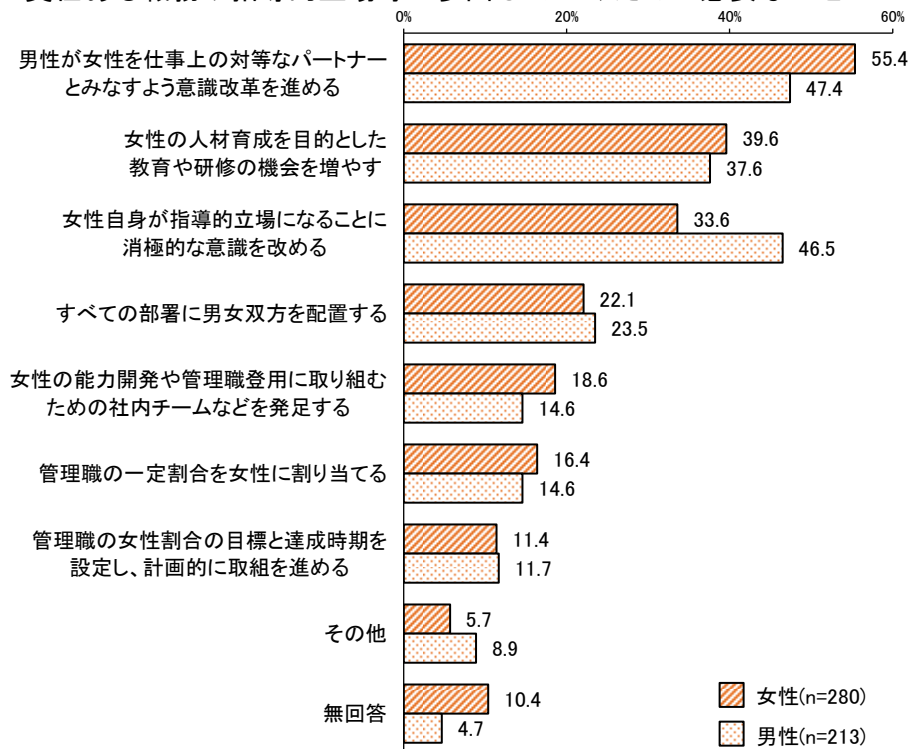
▽政治等方針決定の場に参画する女性が今よりも増えた方がよい



▽自治会やPTA等の会長や役員に女性が増えた方がよい

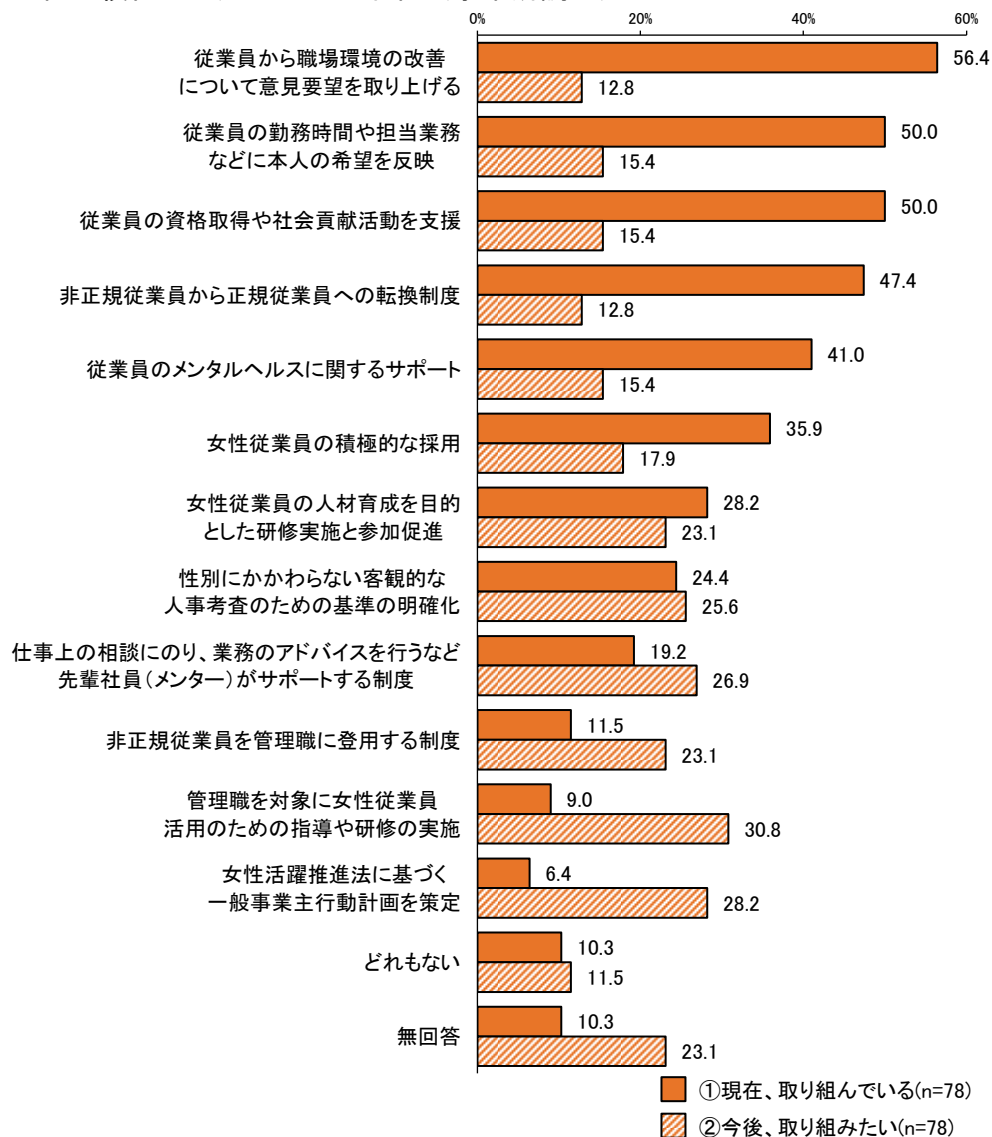


▽女性が責任ある職務や指導的立場等に参画していくために必要なこと



資料：「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」令和元（2019）年度

▽女性の積極的登用のための取組（事業所調査）



資料：「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」令和元（2019）年度

【ワーク・ライフ・バランスの推進】

本市の女性の就労状況は、全国や京都府に比べて女性の労働力率が高く、共働き世帯が多いという特徴があります。その背景のひとつには、三世代世帯の割合が高いことが考えられますが、近年は三世代世帯の減少が顕著となっており、今後は、核家族での子育てが増えることが予測されます。

少子高齢化の進展により働き手が減少する中、国では、女性の労働力に期待する政策を進めており、就労意欲の向上とあいまって、女性の労働力率は高まっています。本市でも同様の傾向であり、世帯構造の変化等により、働く男女の仕事と育児・介護等の両立支援がこれまで以上に必要となっています。

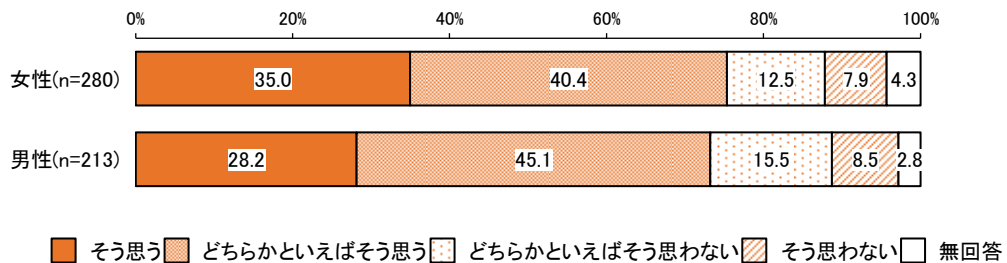
「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」の結果をみると、男女が育児や介護の有無に

かかわらず働き続けるために必要なこととして、「企業の育児・介護休業制度の整備・充実」「休業を取りやすい職場環境、職場の雰囲気づくり」「男女がともに家族の家事・育児・介護を担う」「育児・介護のための施設やサービスの充実」を挙げる人が5割を超えています。

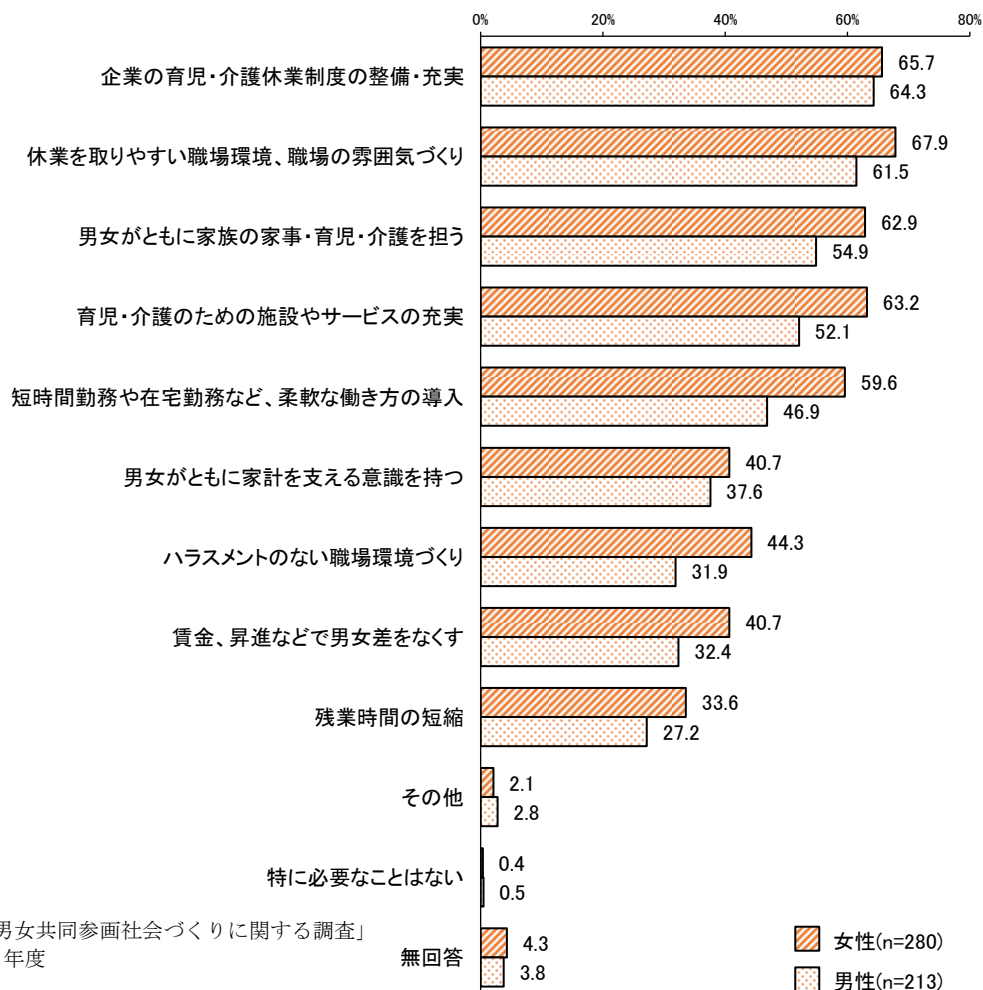
就労の場において、男女労働者の両立支援のための法律や制度の周知を進めるとともに、事業所の積極的な取組を促進する必要があります。

また、令和2（2020）年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響は、オンラインの活用が進み多様で柔軟な働き方の可能性が生まれた一方で、感染拡大期の就業者数の減少幅が男性より女性の方が大きいなど、女性がより強く影響を受けていることへの配慮の視点も必要です。

▽女性も結婚、出産にかかわらず仕事を続ける方がよい



▽男女が育児や介護の有無にかかわらず働き続けるために必要なこと



資料：「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」
令和元（2019）年度

重点目標 1 政策方針決定過程における女性の参画の拡大

施策の方向

(1) 方針決定の場への女性の参画の促進

事業番号	施策	内容
14	市の審議会等における女性の参画の促進と市政への女性の意見の反映	*市の審議会等委員の委嘱の在り方を見直し、男女とも40%以上の参画を目標として取り組むとともに、定期的な調査、分析を行い、結果を公表します。また、男女がともに参画しやすい環境をつくるため、パブリック・コメントの実施及び審議会等の委員公募制の促進や積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入に努めます。
15	女性市職員の職域拡大と管理職への積極的登用の促進	*女性市職員が多様な仕事を経験し能力が発揮できるよう職域の拡大を図るとともに、管理監督職への女性の登用率30%以上を目標として取り組みます。
16	女性の職域拡大と積極的登用への啓発	*民間企業において女性の職域拡大や管理職等への積極的登用が行われるよう、関係部署と連携し人事担当者や管理職に向けた講座を開催するなどにより啓発を行います。 *地域産業に従事する女性の貢献を正當に評価し、方針決定の場への参画を促進します。
17	地域活動における女性の参画拡大	*多様な地域活動における意思決定の場への女性の参画を促進するため、さまざまな機会を通じて啓発を行います。

(2) 男女共同参画に向けた女性の人材養成と人材情報の充実

事業番号	施策	内容
18	女性の人材養成の充実	*女性のエンパワーメントにつながる内容を積極的に取り入れた講座、企画や指導力を向上させる講座を開催し、さまざまな分野で活躍できる女性リーダーを養成します。
19	女性がチャレンジできる環境づくりと情報の提供や相談	*女性が希望を持って、チャレンジできる環境づくりを行うとともに、チャレンジ支援に関する情報の提供や相談、講座等を開催します。 *女性団体やグループの自主的な活動への支援とネットワークづくりを促進します。

重点目標2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

施策の方向

(1) 事業者等への男女雇用機会均等法等の啓発

事業番号	施策	内容
20	事業者等への雇用機会均等法等の普及	*男女雇用機会均等法や労働基準法等の趣旨を普及させ、雇用の分野での男女平等を推進するために、事業所の人事担当者や管理職に向けた講座・講演会等を実施するとともに啓発を推進します。
21	フレックスタイム制等多様な働き方の普及・啓発の推進	*フレックスタイム制、テレワーク、在宅勤務等、柔軟な働き方についての自主的な取組や女性の再就職の機会を増やすために、再雇用制度の普及・啓発を行います。
22	ハラスメント防止対策の充実	*セクシュアル・ハラスメントをはじめとするハラスメント防止について、事業所等へ啓発や研修実施への働きかけを行うとともに、問題が生じた場合の適切な対応についての情報提供や相談体制の充実を図ります。

(2) 企業へのポジティブ・アクション導入の啓発

事業番号	施策	内容
23	企業、団体等のポジティブ・アクションへの取組についての啓発の推進	*民間企業、団体等に対しポジティブ・アクションの情報を提供し、具体化への啓発を推進します。

重点目標3 農林業・自営業等に従事する女性への支援

施策の方向

(1) 女性組織の育成とリーダー養成

事業番号	施策	内容
24	女性組織の育成とリーダー養成	*農林業・自営業等に従事する女性のための研修を充実し、組織の育成やリーダーの養成を行います。

(2) 女性の労働条件の向上

事業番号	施策	内容
25	農林業・自営業等に従事する女性の実態把握及び労働条件向上のための支援	*農林業・自営業等に従事する女性の状況について問題点やニーズを把握します。また、家族経営協定等の普及に努め、女性の労働条件向上のための支援を行います。

重点目標4 女性の職業意識向上と能力発揮への支援

施策の方向

(1) 企業における意識改善と女性能力開発の促進

事業番号	施策	内容
26	職業能力向上に向けた講座と研修会への参加促進	*女性の職業意識・職業能力向上のための講座等を関係機関と連携して行います。また、女性の職域拡大や職業能力向上のための研修会等への積極的な参加を促進するため事業所や社員に向けた啓発を行います。
27	起業、就労、資格取得等の情報提供と労働相談窓口の充実	*働く女性にかかわる情報や、起業活動を目指す女性、就労意欲のある女性の能力開発、資格取得等のための情報を積極的に提供します。また、働く女性のさまざまな相談に応じられるよう関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。
28	再就職に向けた支援	*育児や介護等のために退職した女性の再就職に向けた取組を関係機関と連携して行います。

重点目標5 ワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向

(1) 仕事と家庭が両立できる環境づくり

事業番号	施策	内容
29	ワーク・ライフ・バランスのための制度の普及と啓発の推進	＊仕事と生活の調和を図るために、両立支援の必要性について、事業者や市民等に情報提供や啓発を行います。 ＊事業者及び市民に育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法等の法律の趣旨や内容を広めます。
30	男性市職員の育児・介護休業取得の推進	＊特定事業主行動計画に基づき、男性市職員の育児・介護休業制度の取得を奨励し、育児休業取得率 13%を目標に取組を積極的に進めます。
31	労働時間短縮促進への啓発	＊働く男女が職場・家庭・地域でバランスのとれた活動をするため、労働時間短縮に向けた取組の普及啓発を行います。

(2) 男性にとっての男女共同参画の推進

事業番号	施策	内容
32	男性に対する啓発の推進	＊男性が参加しやすいテーマや時間帯を考慮した講座を開催し、男性の参加を促進するとともに、男性向けパンフレットの作成等の取組を進めます。 ＊男女がともに家庭での役割を担うことができるように、男性も参加しやすい家事・育児・介護講座を充実し、男性の参加を促進します。

重点目標6 家庭・地域における男女共同参画の推進

施策の方向

(1) 家庭・地域における男女共同参画の推進

事業番号	施策	内容
33	家庭における共同責任確立への啓発の推進	*家庭での男女平等意識と共同責任確立のため、固定的性別役割分担意識や家事労働の評価について考える機会を提供し、啓発を進めます。
34	地域活動における男女共同参画の推進	*住みよいまちづくりを男女がともに進めるために、市民が主体的に実施する活動を支援します。

(2) 多様なライフスタイルに応じた子育て・介護への支援

事業番号	施策	内容
35	子育て・介護に関する支援体制の充実と啓発	*次世代育成支援対策推進行動計画、高齢者保健福祉計画に基づき、安心して、子育て・介護ができるよう、インフォーマルサービスも含めた支援体制を充実します。また、男女がともに担う子育て・介護についての啓発及び情報の提供を行います。
36	子育て・介護にかかわる地域活動への支援	*子育て・介護を地域で支えるために市民が行う活動に対し積極的な支援を行います。また、子育て家庭の交流・介護者の交流機会の充実を図ります。
37	子育て・介護の相談体制の充実	*子育て・介護について、相談体制を充実します。
38	ひとり親家庭の生活の安定と自立のための支援	*次世代育成支援対策推進行動計画に基づき、ひとり親家庭の生活の安定と各種援助制度と就労支援の充実を図ります。
39	多様なニーズに対応できる保育の充実	*子育てと仕事の両立支援に向け、延長保育、病児保育、一時保育等臨時的、突発的な保育の充実を図ります。
40	放課後学級の充実	*学童期の児童が放課後や夏季休業中等に安心して過ごすことができるよう、放課後学級の充実を図ります。

基本目標Ⅲ 安全・安心な地域社会づくり

現状と課題

【あらゆる暴力の根絶と被害者支援】

DVやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性暴力・性犯罪等の被害者の圧倒的多数は女性です。

女性に対する暴力の背景には、女性蔑視や性に基づく固定的な役割意識、社会的・経済的な男女間の力関係等、男女が対等ではない社会状況があります。女性に対する暴力を根絶するには、性差別意識や男女の社会的地位の格差の解消が必要です。

暴力を受けた被害者は、暴力の場所から逃れたあとも、自己肯定感や自尊感情の低下、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を発症する場合がありますなど、長期間にわたる精神的な不安定や体の不調により生活に支障をきたすことがあります。

「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」の結果をみると、DVやハラスメントを受けても相談しなかった人がその理由に、「誰（どこ）に相談したらいいのかわからなかった」「相談しても自分のせいにされたり、我慢するように言われるのではないかと思った」と回答する人もみられました。また、男性が被害者となることも少なくなく、性別を問わず、身近な場所で安心して相談できる体制の充実と窓口の周知が求められています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する生活不安やストレスから、DV等の増加・深刻化も懸念されています。

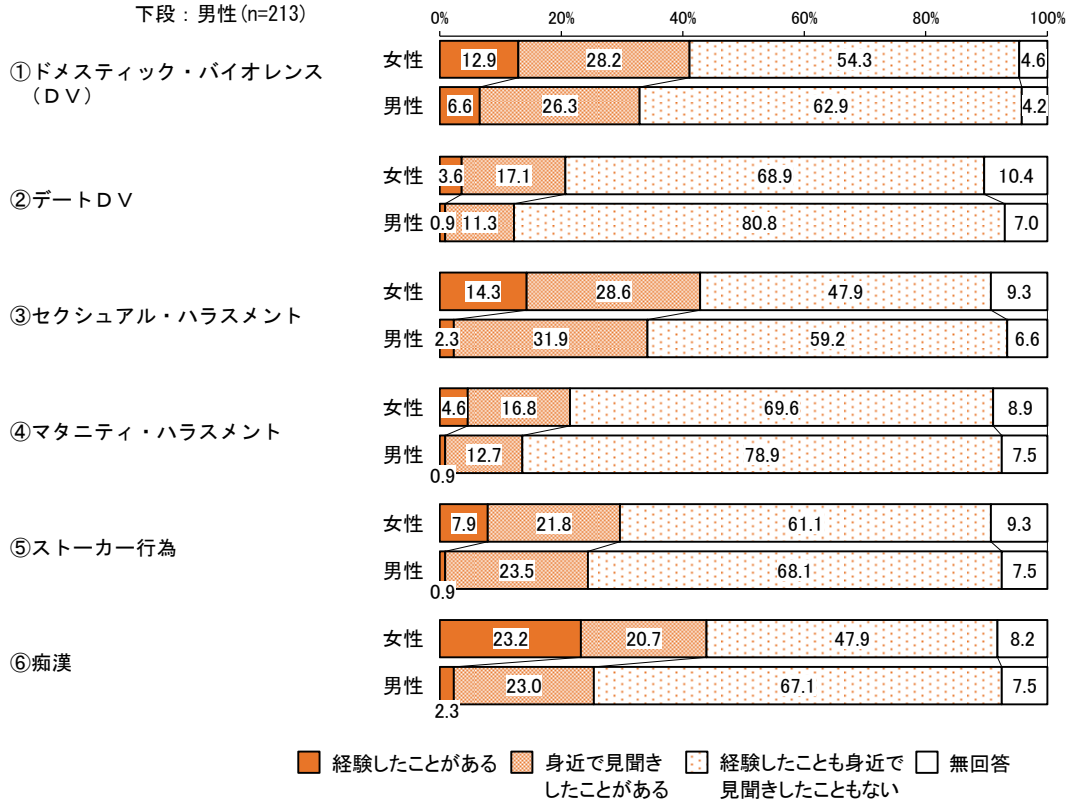
近年は、スマートフォン、SNSの普及に伴い、女性に対する暴力の被害が多様化・低年齢化する傾向がみられます。デートDV、AV出演強要、JKビジネス、デートレイプドラッグ、リベンジporno（私事性的画像被害）等、若年女性の被害が顕在化して社会問題となっています。

市民に向けてDV等の相談窓口を広く周知し、安心して相談できる体制を整備するとともに、関係部署及び関係機関等との連携を強めて、被害者の自立支援に取り組みます。

誰もが被害者にも加害者にもならないよう、あらゆる暴力を根絶するための啓発を推進します。

▽DV・ハラスメント等の経験

上段：女性(n=280)
下段：男性(n=213)



資料：「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」令和元（2019）年度

▽警察における刑法犯認知件数・相談件数（被害者の状況）

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
強制性交等	認知件数	1,167	989	1,109	1,307	1,405
	うち女性	1,167	989	1,094	1,251	1,355
	女性割合	100.0	100.0	98.6	95.7	96.4
強制わいせつ	認知件数	6,755	6,188	5,809	5,340	4,900
	うち女性	6,596	5,941	5,610	5,152	4,761
	女性割合	97.6	96.0	96.6	96.5	97.2
公然わいせつ	認知件数	1,138	962	825	788	746
	うち女性	1,039	883	750	697	647
	女性割合	91.3	91.8	90.9	88.5	86.7
略取誘拐・人身売買	認知件数	191	228	239	304	293
	うち女性	144	188	203	247	245
	女性割合	75.4	82.5	84.9	81.3	83.6
配偶者からの暴力	相談件数	63,141	69,908	72,455	77,482	82,207
	うち女性	55,584	59,412	60,015	61,518	64,392
	女性割合	88.0	85.0	82.8	79.4	78.3
ストーカー	相談件数	21,968	22,737	23,079	21,556	20,912
	うち女性	19,627	20,180	20,381	18,949	18,403
	女性割合	89.3	88.8	88.3	87.9	88.0
私事性的画像被害	相談件数	1,143	1,063	1,243	1,347	1,479
	うち女性	1,041	979	1,138	1,257	1,382
	女性割合	91.1	92.1	91.6	93.3	93.4

資料：警察庁統計資料

【生涯にわたる健康づくり】

すべての人が互いの身体的性差を理解し合い、人権を尊重し、相手への思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会形成の大前提であり、誰もが自らの心身の健康について、主体的に行動し、正確な知識・情報を入手することは健康を享受するうえで重要です。

女性は産む性であるという特性から、心身の状態がライフステージごとに大きく変化します。そのためリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点がとりわけ重要となります。また、食生活やライフスタイルの変化が影響して、乳がん、子宮がん等女性特有のがんの罹患率の上昇、若年化が進んでいます。

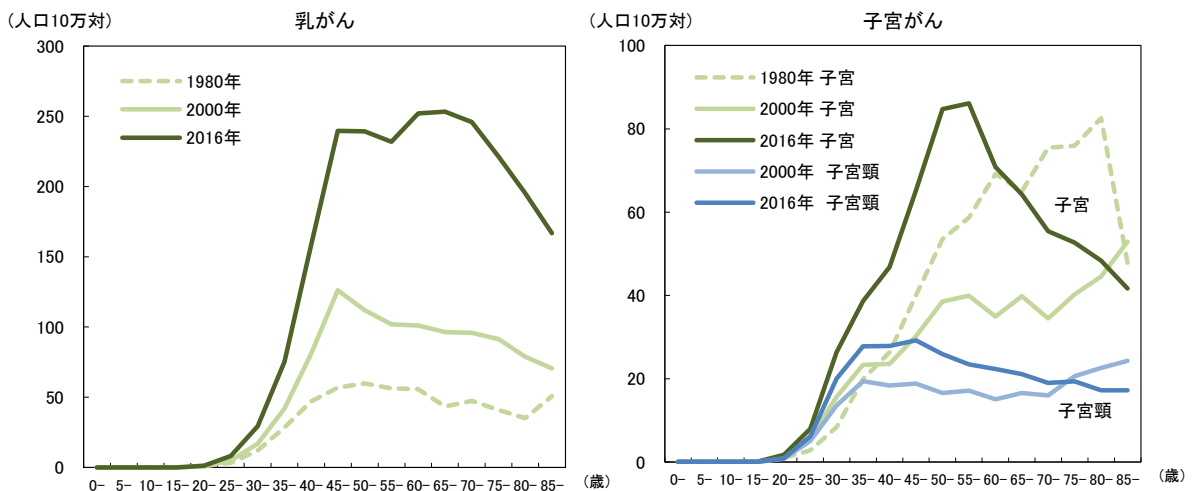
一方で、男性は生活習慣病のリスクを高める喫煙や飲酒をしている人の割合、自殺、ひきこもりの割合が女性よりも高いことが指摘されています。

こうした性差による健康課題に対応する保健事業等の推進とともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解と周知を進める取組が必要です。また、すべての人が互いに思いやりをもつためには、幼少期から自分の心と身体を大切にする意識を育み、発達段階に応じた性教育の実践も求められます。

さらに近年、産後うつになる女性が増加傾向であるなど、妊娠・出産から子育て期までの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センター等の役割が重要となっています。

生涯にわたる心身の健康支援を進めるとともに、性にまつわる正しい知識の提供と性的自己決定の啓発を行います。

▽女性のがん罹患率（全国）



資料：国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」

【困難を抱える人への支援】

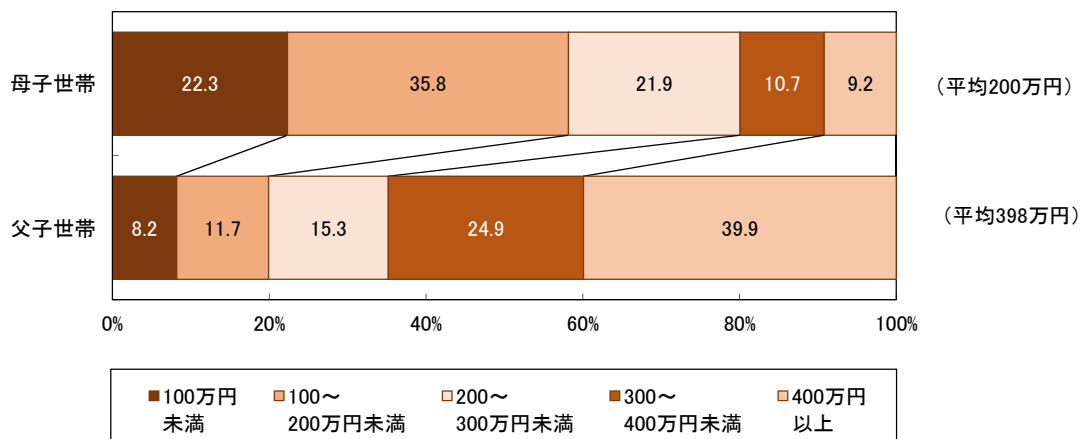
女性は、男性に比べて非正規で働く割合が高く、賃金格差も解消されていないなどの就労分野で男女がおかれた状況の違い等を背景として、貧困等の生活上の困難に陥りやすいと考えられます。なかでも、母子世帯は父子世帯と比べて就労収入が約半分であるなど、経済的に厳しい状況であるのが実態です。ほかにも非正規就労の単身女性、年金受給額が少ない高齢女性等すべての年代の女性に貧困問題が生じ得ることに留意する必要があります。

また、性的少数者、障害があること、外国籍等の人であることなどにより社会的困難を抱えている場合、性差別や偏見を背景に、さらに複合的な困難を抱えることがあります。

さまざまな困難を抱える人それぞれの状況に対応した多様な支援が、より届きやすくなるよう配慮することに加えて、災害時等の非常時には、社会的に弱い立場にある人に対して、より影響が深刻であることを考慮する必要もあります。

こうした困難な状況におかれている人への正しい理解を広め、多様性を認め合い、人権が尊重される地域社会づくりに努めます。

▽母子世帯・父子世帯の年間就労収入の構成割合【全国】



(注) 年間就労収入とは、母子世帯の母自身又は父子世帯の父自身の年間就労収入である。
資料：厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査結果報告」平成28(2016)年度

【防災分野における男女共同参画】

災害による被害は、地震や風水害等の自然要因に加えて、それを受け止める社会のあり方の社会要因により、その被害の内容や大きさが決まってくると言われています。被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にすることが重要です。

大規模災害が発生すると、すべての人の生活が脅かされますが、とりわけ女性や子どものほか、社会的弱者と考えられる人がより大きな影響を受けることが指摘されています。

東日本大震災をはじめとする過去の災害においては、さまざまな意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性のニーズが考慮されにくいといった課題や、避難所等における性暴力被害の発生等が報告されています。

そのため男女共同参画の視点に立った地域防災・減災活動の取組が必要とされており、男女のニーズの違いを把握した対応や、非常時において家事・育児・介護等の負担が女性に集中したり、DVや性暴力が増加したりすることがないように配慮が求められます。

平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、女性が男性とともに意思決定に参画し、主体的な担い手であることを認識した取組の推進も必要です。

本市では、平成 22（2010）年度に女性消防団を立ち上げ、一般公募による 23 人の団員により活動を開始しました。市民に対する応急処置の指導者となるべく、上級救命講習の受講や放水訓練等操法訓練に取り組み、平成 25（2013）年度には全国女性消防操法大会に京都府の代表として出場しました。また、高齢者宅住宅防火訪問や幼児向けの紙芝居による啓発活動も行っています。

女性の地域防災・減災活動への参画拡大とともに、避難所運営等において女性をはじめとする多様な市民の声を反映して、誰もが安心できる仕組みづくりが求められています

重点目標1 暴力を許さない環境づくり

施策の方向

(1) DV等暴力的行為の根絶に向けた啓発

事業 番号	施 策	内 容
41	DV等暴力的行為の根絶に向けた啓発の推進	*DVをはじめとする暴力的行為は犯罪であり、重大な人権侵害であるという認識を深め、根絶に向けた意識を醸成するための啓発や情報発信、幼少期から、暴力をふるってはいけないという認識を持つための学習機会の提供を関係部署と連携して行います。

(2) DV被害者への相談・支援体制の充実

事業 番号	施 策	内 容
42	DV被害者への情報提供	*暴力に悩んでいる人が、DVについての情報を取得したり、安心して相談機関等に行けるよう、情報提供や広報活動を行います。
43	DV被害者に対する相談体制の充実	*相談窓口の周知を図るとともに、二次的被害防止の観点から庁内の連絡体制の確立を進めます。 *性別にかかわらず、相談したい人が必要な時に相談できる多様な相談体制の充実を図ります。
44	関係機関と連携した被害者への支援	*相談業務に携わる、警察、京都府家庭支援総合センター、京都府北部家庭支援センター等関係機関との連携強化を図り、暴力に悩む人への支援に努めます。

重点目標2 生涯を通じた健康づくりの推進

施策の方向

(1) 性と生殖に関する意識の啓発と浸透

事業番号	施策	内容
45	性と生殖に関する意識の啓発と浸透	*すべての人が対等な関係の下、お互いの意思と自己決定を尊重し、性と生殖に関する正しい知識と妊娠・出産にかかわる女性の心身についての理解を深め、生涯を通じた健康支援の重要性について啓発を行います。
46	学校・家庭における性教育の充実	*自分の身体や性を大切にすることを基本に、あらゆる教育活動を通じて、身体や性に関する正しい知識を得ることができるよう、性に関する教育の充実を図ります。

(2) 生涯にわたる健康づくりへの支援

事業番号	施策	内容
47	ライフステージに沿った生涯にわたる健康づくりの推進	*幼児期、思春期、成人期、更年期、高齢期等のライフステージに沿った健康づくりの総合的な展開を図ります。 *生涯にわたって心身ともに健康に過ごせるよう、健康診査等の受診を促進し、健康管理のための学習や生活習慣改善指導等の充実を図ります。健康診査・各種がん検査等を受診しやすい環境づくり及び機会の充実を図ります。 *性差に応じた的確な医療である性差医療を推進します。
48	こころと身体の健康づくりと悩みに関する相談・カウンセリング体制の充実	*こころや身体の健康をめぐる問題について気軽に相談でき、男女共同参画の視点で対応できる相談・カウンセリング体制の整備を図ります。

(3) 母性保護と母子保健対策の充実

事業番号	施策	内容
49	母性機能の社会的重要性に関する啓発の推進	*母性機能の社会的重要性について、冊子や講座の開催等による意識啓発を推進します。
50	妊娠・出産期における女性の健康支援と母子保健の充実	*安心して子どもを産むことができるように、また母子の健康な生活を支援するため、妊娠から出産までの健康診査の受診を勧奨し、保健指導や相談等を充実します。

重点目標3 困難を抱える人への支援

施策の方向

(1) 困難を抱える人への支援と多様性を尊重する環境づくり

事業番号	施策	内容
51	困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	*高齢者や障害のある人、外国籍等の人、性的少数者等であることに加え、性差により複合的に困難を抱える人が地域で安心して暮らせる体制づくりを推進します。

重点目標4 防災分野における男女共同参画の推進

施策の方向

(1) 防災分野における男女共同参画の推進

事業番号	施策	内容
52	防災分野における男女共同参画の推進	*防災対策が男女のニーズの違いを把握したうえで進められるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災計画の策定に努めます。
53	地域における防災活動への支援	*地域における自主防災活動への男女共同参画の推進や活動への支援を図ります。

第3章 計画の推進体制

男女共同参画は、市民生活のあらゆる分野に関連することから、本計画の推進に当たっては分野横断的な視点をもって、総合的かつ計画的に行う必要があります。

本市が行う施策の企画・立案・実施においては、綾部市男女共同参画推進会議を中心として、男女共同参画の視点が浸透するよう取り組む必要があります。

また、本計画の施策を実効性のあるものとするためには、行政だけでなく市民、事業者、関係団体との協働の下に進めていくことも重要です。

1 計画を推進する体制の充実

(1) 綾部市男女共同参画推進会議

男女共同参画を全庁的な取組にするため、また、本計画の総合的かつ効果的な企画及び推進を図るため、男女共同参画推進会議の機能を十分活用し、各部署との連携強化と、連絡調整を図りながら、施策の具体的な取組を進めます。

(2) 綾部市男女共同参画審議会

男女共同参画に関する事項を調査・審議するほか、必要に応じ、市長に意見を述べることができることから、その役割は極めて重要であり、機能が十分発揮されるよう努めます。

(3) 男女共同参画に関する職員研修の充実

すべての職員が、男女平等・男女共同参画の視点に立って、施策の企画・立案・実施に当たれるよう、職員研修を充実します。

(4) 男女共同参画に関する苦情への対応

男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する市民からの苦情に対して、適切かつ迅速な対応を行います。

(5) 綾部市男女共同参画センター機能の充実

男女共同参画を推進するための活動の場、市民活動の拠点として、相談・学習・情報の収集と提供・交流・人材やグループの育成等の機能の充実を図ります。

(6) 市民や事業者、関係機関との連携

行政だけでなく広く綾部市全体で男女共同参画のまちづくりに取り組んでいくために、綾部市男女共同参画条例の周知・啓発等、さまざまな機会を通じて市民、事業者、各種団体と

の連携を図り、男女共同参画に関する意識の向上とそれぞれの主体的な取組の促進を図ります。

また、国、京都府等と積極的な連携に努めるとともに、近隣市町との情報交換等を行い、連携を深めます。

2 計画の進行管理

本計画に掲げた取組について、毎年度、事業の実施状況を把握・検証し、男女共同参画推進会議及び男女共同参画審議会において施策の進捗状況の評価を行います。その結果は、広く市民へ公表するとともに、以後の施策に適正に反映するよう努めます。

